

身体拘束等の適正化の指針

【身体拘束における事業所の考え方】

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものがあります。

事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める事とする。

(1)障害福祉・児童福祉サービス基準の身体拘束防止の規定

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2)緊急・やむを得ない場合の例外 3 原則 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則とします。

しかし、以下の 3 つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1 切 迫 性・・・利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

3 一 時 性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束を行う場合には、

以上の 3 つの要件をすべて満たすことが必要です。

【身体拘束防止に向けての基本指針】

(1)身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2)緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3)サービス提供時における留意事項身体拘束を行う必要性が生じない様に、日常的に以下のことに取り組みます。

- 1 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- 2 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- 3 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた適切な対応をする。
- 4 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
- 5 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に生活して頂ける様に努める。

(4)事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認 しケアの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

【身体拘束防止に向けた体制】

- (1)設置目的 事業所内等での身体拘束防止に向けた現状把握及び改善について、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続、身体拘束を実施した場合の解除、身体拘束防止に関する職員全体への指導を行います。

【身体拘束防止・改善のための職員教育・研修】

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行う。

- 1 定期的な教育・研修(年1回)の実施し、その他必要な教育・研修においおても随時行います。

【利用者等に対する指針の閲覧】

当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。